

料金表

通則

(料金表の適用)

- 1 プライマリ電話サービスに関する料金及び工事に関する費用は、この料金表に規定するほか、当社が別に定めるところにより適用します。

(料金等の変更)

- 2 当社は、プライマリ電話サービスに関する料金及び工事に関する費用を変更することがあります。この場合には、変更後の料金及び工事に関する費用によります。

(消費税相当額の加算)

- 3 約款の規定により、料金表に定める料金について支払いを要する額は、料金表により算出された請求額（消費税額を含みます）とします。

この場合、通話ごとの通話料の算定にあたっては、個々の通話ごとの端数処理をしません。また、実際のご請求金額と、この料金表に規定する税込料金額の合計額が異なる場合があります。

ただし、国際通話に係る通話料については、この限りではありません。

(料金等の臨時減免)

- 4 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、約款または料金表の規定にかかわらず、臨時にその料金又は工事に関する費用を減免することがあります。当社は料金の減免を行ったときは、当社ホームページに掲示する等の方法により、その旨を周知します。

料金表 I 利用料・工事費等

第 1 基本料金

1 適用

| 区 分 | 内 容 | |
|----------|--|--|
| 利用種別等の適用 | ア 当社は、プライマリ電話契約について、次の利用種別により回線使用料等を適用します。 | |
| | 住宅用 | その契約者回線の契約者名義が、個人であるもの |
| | 事務用 | 住宅用以外のもの |
| | イ 利用種別の認定は、当社が行います。 | |
| | ウ 当社は、次表のとおり契約者回線の区別を定めます。 | |
| | 区 別 | 内 容 |
| | プッシュ回線用 | その契約者回線に接続する端末設備から、押しボタンダイヤル信号により発信できるもの |
| | ダイヤル回線用 | プッシュ回線用以外のもの |
| | 備考 | 当社は、契約者回線については、契約者からの申出がない限り、プッシュ回線用のものを提供します。 |

2 料金額

1 契約者回線ごとに月額

| 区 分 | 料 金 額 | |
|---------|-------|----------------------|
| プライマリ電話 | 住宅用 | 1,330 円 (税込 1,463 円) |
| | 事務用 | 1,950 円 (税込 2,145 円) |
| 緊急通報用電話 | 無料 | |

3 料金の減額

3-1. 料金額の減額

(1) 当社が提供している J:COM TV サービス又はインターネット接続サービスに契約している住宅用のプライマリ電話契約者は、1 の J:COM TV サービス又はインターネット接続サービス加入契約につき、1 の契約者回線の基本料金を 100 円減額します。

但し、両方に加入契約している場合であっても、減額は 100 円とします。

(2) 当社が提供している J:COM TV サービス又はインターネット接続サービスに契約している事務用のプライマリ電話契約者は、1 の J:COM TV サービス又はインターネット接続サービス加入契約につき、1 の契約者回線の基本料金を 150 円減額します。

但し、両方に加入契約している場合であっても、減額は 150 円とします。

(3) 1 人の住宅用のプライマリ電話契約者が 2 回線以上の住宅用の契約者回線を契約する場合は、2 回線目に限り基本料金を 665 円減額します。

(4) 1 人の事務用のプライマリ電話契約者が 2 回線以上の事務用の契約者回線を契約する場合は、2 回線目に限り基本料金を 975 円減額します。

(5) 上記の第 1 項から第 4 項について、本サービスの一時中断期間、J:COM TV サービスの一時停止期間、インターネット接続サービスで契約者グループが設定されている場合、インターネット接続サービスの利用休止期間、定期契約を締結している期間には適用しません。また、インターネット接続サービスのうち J:COM ライトネット契約者については、第 1 項の場合のみ減額を適用します。

第 2 通話に関する料金

1 適用

| | |
|------------------|--|
| (1) 相互接続通話の料金の適用 | 第 46 条 (相互接続通話の料金の取り扱い) の規定に基づき、当社が請求する相互接続通話(携帯・自動車電話事業者に係わる別に定める相互接続通話を除く。)に係わる料金額は、当社及び協定事業者の電話サービスの提供区間を合わせて、当社が設定します。 |
| (2) 単位料金区域の設定 | 当社は、当社が別に定めるところにより、単位料金区域 (その区域内の契約者回線からの区域外通話の料金を算定する場合に、その算定の基礎となる通話地域間距離を算定するための単位となる区域をいいます。以下同じとします。) を定めます。 |

プライマリ電話サービス

| (3) 県内通話の適用 | 同一都道府県の区域への通話。都道府県の区域とは、郵政省令第 24 号(平成 11 年 7 月 1 日施行)によって定められた区域をいい、行政区分上の都道府県と異なる場合があります。 | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------------|--|-----|-------|-----|--------------------|-----|---------------------|-------|--|-----|-------|------------|--|
| (4) 県外通話の適用 | 上記 (3) 以外の通話 | | | | | | | | | | | | |
| (5) 区域内通話の適用 | 同一の単位料金区域への通話 | | | | | | | | | | | | |
| (6) 隣接区域内通話の適用 | 1 の単位料金区域とその単位料金区域と隣接する他の単位料金区域への通話 | | | | | | | | | | | | |
| (7) 区域外通話の適用 | 上記 (5)、(6) 以外の通話 | | | | | | | | | | | | |
| (8) 昼間、夜間、深夜・早朝及び土曜日・日曜日・祝日の料金額の適用 | <p>ア 「昼間」、「夜間」及び「深夜・早朝」とは、次の時間帯をいいます。ただし、土曜日・日曜日・祝日の区分があるものについては、その部分を除いた時間帯をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="531 725 1423 972"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>時 間 帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼 間</td> <td>午前 8 時から午後 7 時までの間</td> </tr> <tr> <td>夜 間</td> <td>午後 7 時から午後 11 時までの間</td> </tr> <tr> <td>深夜・早朝</td> <td>午前 0 時から午前 8 時まで及び午後 11 時から午後 12 時までの間</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 「土曜日・日曜日・祝日」とは、次の時間帯をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="531 1021 1423 1263"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>時 間 帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土曜日・日曜日・祝日</td> <td>土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）の規定により休日とされた日並びに 1 月 2 日及び 1 月 3 日をいいます。）における午前 8 時から午後 7 時までの間</td> </tr> </tbody> </table> | 区 分 | 時 間 帯 | 昼 間 | 午前 8 時から午後 7 時までの間 | 夜 間 | 午後 7 時から午後 11 時までの間 | 深夜・早朝 | 午前 0 時から午前 8 時まで及び午後 11 時から午後 12 時までの間 | 区 分 | 時 間 帯 | 土曜日・日曜日・祝日 | 土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）の規定により休日とされた日並びに 1 月 2 日及び 1 月 3 日をいいます。）における午前 8 時から午後 7 時までの間 |
| 区 分 | 時 間 帯 | | | | | | | | | | | | |
| 昼 間 | 午前 8 時から午後 7 時までの間 | | | | | | | | | | | | |
| 夜 間 | 午後 7 時から午後 11 時までの間 | | | | | | | | | | | | |
| 深夜・早朝 | 午前 0 時から午前 8 時まで及び午後 11 時から午後 12 時までの間 | | | | | | | | | | | | |
| 区 分 | 時 間 帯 | | | | | | | | | | | | |
| 土曜日・日曜日・祝日 | 土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）の規定により休日とされた日並びに 1 月 2 日及び 1 月 3 日をいいます。）における午前 8 時から午後 7 時までの間 | | | | | | | | | | | | |
| (9) 通話地域間距離 | <p>通話地域間距離の測定方法は、次のとおりとします。</p> <p>ア 当社が別に定めるところにより、全国の区域を一辺 2Km の正方形に区分し、その区分した区画(以下「方形区画」といいます。)にそれぞれの縦軸の番号及び横軸の番号を付します。</p> <p>イ 当社は、通話地域間距離の測定のための起算点となる方形区画（相互接続通話に係わるものについては、協定事業者の事業所のある場所に基つき当社が指定する方形区画とします。）を、別に定めるところにより指定します。</p> <p>ウ 通話地域間距離は、双方の通話地域間距離測定のための起算点となる方形区画番号に基つき、次の算式により算出します。この場合、算出した結果に 1Km 未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てます。</p> $\sqrt{\left(\begin{array}{c} \text{縦軸の方形} \\ \text{区画} \end{array}\right)^2 + \left(\begin{array}{c} \text{横軸の方形} \\ \text{区画番号の} \end{array}\right)^2} = \text{通話地}$ | | | | | | | | | | | | |

プライマリ電話サービス

| | |
|--|--|
| | |
| <p>(10) 通話に関する料金の減免</p> | <p>次の通話については、第 38 条(通話料金の支払義務)第 1 項の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。</p> <p>ア 緊急通報用電話(110 番、118 番又は 119 番)への通話</p> <p>イ 電気通信サービスに関する問合せ、申込等のためにそれぞれの業務を行う電話サービス取扱所及び電話サービス取扱局に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの通話</p> <p>ウ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が提供する災害用伝言ダイヤル (171 番) への通話</p> |
| <p>(11) 通話時間の測定</p> | <p>通話時間は、つぎのように測定します。</p> <p>通話時間は、双方の契約者回線等を接続して通話できる状態（着信の信号を受けて着信者が送受話器を上げたときとします。）にした時刻から起算し、発信者又は着信者による送受話器をかける等の通話終了の信号を受けて、その通話をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> |
| <p>(12) 通話料金の算定方法</p> | <p>通話料金の額は、当社のプライマリ電話サービス契約約款において通話料金の支払義務に規定する通話について、(11) 欄の規定により測定した通話時間と 2 (料金額) とに基づいて算定します。</p> |
| <p>(13) 大口通話料金の月極割引（ヘビーユーザー割引）</p> | <p>1 プライマリ電話契約者回線について、1 番号あたりの通話料金の月間累計額（国際通話に係る通話料、特定衛星端末との音声通信に係る通話料及びプライマリ電話契約者間通話等の通話料金等の月額割引を利用している場合の定額料は含みません。）について、8,000 円以上 40,000 円未満の場合は、その月の月間累計額の 8%に相当する額を割り引き、月間累計額が 40,000 円以上の場合には、その月の月間累計額の 10%に相当する額を割り引く取り扱いを行います。</p> |
| <p>(14) 契約者が届け出た au 携帯電話番号における、通話に関する料金の減免</p> | <p>ア 当社は、契約者から本項の適用の申込みがあり当社が承諾した場合、申込みの際に契約者が届け出た携帯電話番号が、その暦月の当社が別に定める日において、(ア) に定める割引判定条件のすべてを満たすことを条件に、(イ) に定める割引対象に係る料金等を減額します。</p> <p>(ア) 割引判定条件</p> <p>①当社に届出のあった携帯電話番号が、KDDI 株式会社または沖縄セルラー電話株式会社の au (WIN) 通信サービス契約約款に定める au サービス（au パケットを除く au サービスであって、同契約約款に基づき現に利用の一時休止を行っていないものおよび利用を停止されていないもの）に限り、以下同様とします。）もしくは au (LTE) 通信サービス契約約款に定める LTE サービス（LTE デュアルであって、同契約約款に基づき現に利用の一時休止を行っていないもの</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>および利用を停止されていないものに限ります。以下同じとします。)の契約者回線に係るものであること。</p> <p>②契約者が届け出た携帯電話番号に係る契約者回線の契約者名義が、プライマリ電話契約の契約者名義と同一であること、またはその契約者回線の契約者が当社に届け出ている住所が、プライマリ電話契約者の住所と同一であること。</p> <p>③①に定める契約者回線が、その契約者以外の者(その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。)の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるものでないこと。</p> <p>(イ) 割引対象 料金表 第2 通話に関する料金 2 料金額2-3(携帯・自動車電話事業者との相互接続通話に係るもの)に定める料金</p> <p>(ウ) 割引額 当社が、(ア)に定める割引判定条件のすべてを満たすと判定した暦月における、KDDI 株式会社または沖縄セルラー電話株式会社の au サービスおよび LTE サービス、プリペイド電話の契約者回線(当社が別に定めるものを除きます。)への通話に関する料金額。</p> <p>(エ) 適用の開始 当社は、当社が契約者の申込みを承諾した日が属する暦月から適用します。</p> <p>イ アの場合において、当社がアの適用について、KDDI 株式会社および沖縄セルラー電話株式会社に通知することについて、承諾していただきます。</p> |
|--|--|

2 料金額

2-1 (2-2、2-3、2-4、2-5 及び 2-6 以外のもの)

2-1-1 県内通話に係るもの

| 料金種別 | 料金額 | | |
|------|---|-----|-------|
| 通話料 | 区域内通話は、次の秒数までごとに 7.9 円(税込 8.690 円)、隣接区域内通話及び区域外通話は次の秒数までごとに 8.5 円(税込 9.35 円) プライマリ電話契約者相互間通話及び当社が別に定める特定事業者の加入電話契約者等との間の通話の場合は、次の秒数までごとに 5 円(税込 5.5 円) | | |
| | 昼 間 | 夜 間 | 深夜・早朝 |

プライマリ電話サービス

| | 平 日 | 土曜日・日曜日・祝日 | | |
|----------|-------|------------|-------|-------|
| 区域内通話 | 180 秒 | 180 秒 | 180 秒 | 240 秒 |
| 隣接区域内通話 | 90 秒 | 90 秒 | 90 秒 | 120 秒 |
| 区域外通話 | | | | |
| 20Km まで | 90 秒 | 90 秒 | 90 秒 | 120 秒 |
| 30Km まで | 60 秒 | 75 秒 | 75 秒 | 90 秒 |
| 60Km まで | 60 秒 | 75 秒 | 75 秒 | 90 秒 |
| 100Km まで | 45 秒 | 60 秒 | 60 秒 | 90 秒 |
| 160Km まで | 45 秒 | 60 秒 | 60 秒 | 90 秒 |
| 160Km 超 | 45 秒 | 60 秒 | 60 秒 | 90 秒 |

2-1-2 県外通話に係るもの

| 料金種別 | 料金額 | | | |
|------|---|------------|------|-------|
| 通話料 | 次の秒数までごとに 8.5 円 (税込 9.35 円) プライマリ電話契約者相互間通話及び当社が別に定める特定事業者の加入電話契約者等との間の通話の場合は、次の秒数までごとに 5 円 (税込 5.4 円) | | | |
| | 昼 間 | | 夜 間 | 深夜・早朝 |
| | 平 日 | 土曜日・日曜日・祝日 | | |
| | 22.5 秒 | 30 秒 | 30 秒 | 54 秒 |

2-2 (PHS 事業者との相互接続通話に係るもの)

| 料金種別 | 料金額 | | | |
|----------|-----------------------------|------------|------|-------|
| 通話料 | 次の秒数までごとに 8.5 円 (税込 9.35 円) | | | |
| 区域内通話 | 昼 間 | | 夜 間 | 深夜・早朝 |
| | 平 日 | 土曜日・日曜日・祝日 | | |
| | 60 秒 | 60 秒 | 60 秒 | 90 秒 |
| 隣接区域内通話 | 60 秒 | 60 秒 | 60 秒 | 90 秒 |
| 区域外通話 | | | | |
| 20Km まで | 60 秒 | 60 秒 | 60 秒 | 90 秒 |
| 30Km まで | 45 秒 | 45 秒 | 45 秒 | 60 秒 |
| 60Km まで | 36 秒 | 36 秒 | 36 秒 | 45 秒 |
| 100Km まで | 14 秒 | 20 秒 | 20 秒 | 23 秒 |

プライマリ電話サービス

| | | | | | |
|--|---------|------|------|------|---------|
| | 100Km 超 | 14 秒 | 14 秒 | 14 秒 | 16. 5 秒 |
|--|---------|------|------|------|---------|

上記の通話料のほかに通話一回毎に 8. 5 円（税込 9. 35 円）を加算

2-3 (携帯・自動車電話事業者との相互接続通話に係るもの)

2-3-1 グループ 1

別に定める事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通話に係るもの

| 料金種別 | 料金額 |
|------|--------------------------------|
| 通話料 | 60 秒までごとに 17. 5 円（税込 19. 25 円） |
| | 距離区分、時間帯、土曜日・日曜日・祝日にかかわらず |

2-3-2 グループ 2

別に定める事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通話に係るもの

| 料金種別 | 料金額 |
|------|-----------------------------|
| 通話料 | 60 秒までごとに 18 円（税込 19. 80 円） |
| | 距離区分、時間帯、土曜日・日曜日・祝日にかかわらず |

2-3-3 グループ 3

別に定める事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通話に係るもの

| 料金種別 | 料金額 |
|------|--------------------------------|
| 通話料 | 60 秒までごとに 19. 5 円（税込 21. 45 円） |
| | 距離区分、時間帯、土曜日・日曜日・祝日にかかわらず |

2-3-4 ローミングに係るもの

携帯・自動車電話事業者が、他の携帯・自動車電話事業者へローミングを行っている場合には、そのローミング先となる他の携帯・自動車電話事業者の契約者回線への通話とみなして、2-3-1 から 2-3-3 に規定する当該通話の料金額を適用します。

2-4 (IP (050) 電話事業者との相互接続通話に係るもの)

2-4-1 別に定める IP 電話事業者への通話に係るもの

| 料金種別 | 料金額 |
|------|-------------------------------|
| 通話料 | 3 分までごとに 9. 9 円（税込 10. 890 円） |
| | 距離区分、時間帯、土曜日・日曜日・祝日にかかわらず |

2-5 (国際通話に係るもの)

| 区分 | 料金額 (1 分までごとに) |
|-------|----------------|
| アジア 1 | 30 円 |
| アジア 2 | 45 円 |

プライマリ電話サービス

| | |
|---------|-------|
| アジア 3 | 63 円 |
| アジア 4 | 72 円 |
| アジア 5 | 77 円 |
| アジア 6 | 105 円 |
| アジア 7 | 107 円 |
| アジア 8 | 113 円 |
| アジア 9 | 127 円 |
| アジア 10 | 130 円 |
| アジア 11 | 153 円 |
| アジア 12 | 159 円 |
| アジア 13 | 213 円 |
| アジア 14 | 227 円 |
| アジア 15 | 35 円 |
| アジア 16 | 60 円 |
| アフリカ 1 | 128 円 |
| アフリカ 2 | 180 円 |
| アフリカ 3 | 257 円 |
| アメリカ 1 | 9 円 |
| アメリカ 2 | 15 円 |
| アメリカ 3 | 78 円 |
| アメリカ 4 | 157 円 |
| アメリカ 5 | 113 円 |
| アメリカ 6 | 159 円 |
| アメリカ 7 | 30 円 |
| アメリカ 8 | 105 円 |
| アメリカ 9 | 115 円 |
| アメリカ 10 | 230 円 |
| オセアニア 1 | 57 円 |
| オセアニア 2 | 9 円 |
| オセアニア 3 | 50 円 |
| オセアニア 4 | 72 円 |
| オセアニア 5 | 80 円 |
| オセアニア 6 | 112 円 |
| オセアニア 7 | 160 円 |
| ヨーロッパ 1 | 20 円 |
| ヨーロッパ 2 | 42 円 |
| ヨーロッパ 3 | 92 円 |

プライマリ電話サービス

| | |
|---|-------|
| ヨーロッパ4 | 102 円 |
| ヨーロッパ5 | 142 円 |
| ヨーロッパ6 | 203 円 |
| 備考 | |
| 1 各区分における取扱地域等は、別表に定めるところによります。 | |
| 2 国際通話の取扱いに関しては、外国の法冷、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。 | |

2-6 (特定衛星端末との音声通信に係るもの)

| 区分 | 料金額 (1分までごとに) |
|----------------------------|---------------|
| イリジウム | 378 円 |
| インマルサットB | 308 円 |
| インマルサットM | 364 円 |
| インマルサット miniM/F/BGAN | 210 円 |
| インマルサット miniM/F/BGAN (HSD) | 686 円 |
| スラーヤー | 273 円 |

通話料別表

プライマリ電話契約者間通話等の通話料金の月極割引 (とくとく・トーク)

| 区 分 | 内 容 | | | | | | |
|------------------------------------|--|-----------------------------------|-----------------|------------------------------------|------------------------------|-------------------------------|----------------|
| (1) 定義等 | <p>「プライマリ電話契約者間通話等の通話料金の月極割引」とは、契約者の選択により、下に定める取り扱いを適用することを指します。</p> <p>ア 全ての時間帯における当社プライマリ電話契約者、当社が別に定める電話サービス契約約款の加入電話契約者、当社が別に定める J:COM PHONE プラスサービス契約約款の J:COM PHONE プラス契約者及び別に定める特定事業者のプライマリ電話契約者、加入電話契約者、J:COM PHONE プラス契約者の電話番号への通話、及び別記に定める特別指定事業者の一部の電話契約者の電話番号への通話 (以下、契約者間通話等といいます。) について、1 契約者回線ごとに料金表 第2 通話に関する料金 2. 料金額の規定により算定した契約者間通話等の月間累計額又は料金額に代えて、次表に規定する料金額を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="418 1644 1398 1939"> <tr> <td>料金額の規定により算定したプライマリ電話契約者間通話等の月間累計額</td> <td>月極割引を選択した場合の料金額</td> </tr> <tr> <td>0 円から 10,000 円 (税込 11,000 円) までの部分</td> <td>250 円 (税込 275 円) 定額料 (月額)</td> </tr> <tr> <td>10,000 円 (税込 11,000 円) を超える部分</td> <td>左欄に該当する部分の額と同額</td> </tr> </table> <p>イ 県内通話 (区域内通話および契約者間通話等を除く。) について、1 契約者回線</p> | 料金額の規定により算定したプライマリ電話契約者間通話等の月間累計額 | 月極割引を選択した場合の料金額 | 0 円から 10,000 円 (税込 11,000 円) までの部分 | 250 円 (税込 275 円) 定額料 (月額) | 10,000 円 (税込 11,000 円) を超える部分 | 左欄に該当する部分の額と同額 |
| 料金額の規定により算定したプライマリ電話契約者間通話等の月間累計額 | 月極割引を選択した場合の料金額 | | | | | | |
| 0 円から 10,000 円 (税込 11,000 円) までの部分 | 250 円 (税込 275 円) 定額料 (月額) | | | | | | |
| 10,000 円 (税込 11,000 円) を超える部分 | 左欄に該当する部分の額と同額 | | | | | | |

プライマリ電話サービス

| | <p>ごとに料金表 第 2 2. 料金額の規定により算定した料金額に代えて、次表に規定する料金額を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="424 286 1398 439"> <tr> <td>料金種別</td> <td>料金額</td> </tr> <tr> <td>通話料</td> <td>3 分までごとに 7. 9 円 (税込 8. 690 円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>距離区分、時間帯、土・日・祝日にかかわらず</td> </tr> </table> <p>ウ 県外通話 (契約者間通話等を除く。) について、1 契約者回線ごとに料金表 第 2 2. 料金額の規定により算定した料金額に代えて、次表に規定する料金額を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="424 582 1398 734"> <tr> <td>料金種別</td> <td>料金額</td> </tr> <tr> <td>通話料</td> <td>3 分までごとに 14. 8 円 (税込 16. 280 円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>距離区分、時間帯、土・日・祝日にかかわらず</td> </tr> </table> | 料金種別 | 料金額 | 通話料 | 3 分までごとに 7. 9 円 (税込 8. 690 円) | | 距離区分、時間帯、土・日・祝日にかかわらず | 料金種別 | 料金額 | 通話料 | 3 分までごとに 14. 8 円 (税込 16. 280 円) | | 距離区分、時間帯、土・日・祝日にかかわらず |
|--------------------------------|---|------|---------|--------------------------|--|--------------------------------|--|------|-----|-----|---------------------------------|--|-----------------------|
| 料金種別 | 料金額 | | | | | | | | | | | | |
| 通話料 | 3 分までごとに 7. 9 円 (税込 8. 690 円) | | | | | | | | | | | | |
| | 距離区分、時間帯、土・日・祝日にかかわらず | | | | | | | | | | | | |
| 料金種別 | 料金額 | | | | | | | | | | | | |
| 通話料 | 3 分までごとに 14. 8 円 (税込 16. 280 円) | | | | | | | | | | | | |
| | 距離区分、時間帯、土・日・祝日にかかわらず | | | | | | | | | | | | |
| (2) 承諾 | <p>当社は、この月極割引を選択する申出があったときは、その申出のあった契約者回線が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</p> <p>ア プライマリ電話の契約者回線</p> <p>イ 通話の料金明細内訳を記録している契約者回線 (当社が別に定める方法により記録しているものに限りです。)</p> | | | | | | | | | | | | |
| (3) 適用 | <p>ア 全時間帯におけるプライマリ電話契約者間通話等に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。</p> <p>(1) 利用の一時中断があったとき。</p> <p>(2) プライマリ電話契約の解除があったとき。</p> <p>エ この月極割引の廃止があった場合の取り扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の 1 欄の規定による月極割引の廃止後 2 欄の規定に該当する場合が生じたときは、2 欄の規定によるものとします。</p> <p>1 契約者回線ごとに</p> <table border="1" data-bbox="440 1599 1423 1939"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>月極割引の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2 以外により、月極割引の廃止があったとき。</td> <td>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td> </tr> <tr> <td>2 利用の一時中断又はプライマリ電話契約の解除があったとき。</td> <td>その利用の一時中断日又は契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 契約者が、この月極割引を選択している場合であって、第 12 条 (請求による電</p> | 区 分 | 月極割引の適用 | 1 2 以外により、月極割引の廃止があったとき。 | 月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。 | 2 利用の一時中断又はプライマリ電話契約の解除があったとき。 | その利用の一時中断日又は契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。 | | | | | | |
| 区 分 | 月極割引の適用 | | | | | | | | | | | | |
| 1 2 以外により、月極割引の廃止があったとき。 | 月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。 | | | | | | | | | | | | |
| 2 利用の一時中断又はプライマリ電話契約の解除があったとき。 | その利用の一時中断日又は契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。 | | | | | | | | | | | | |

プライマリ電話サービス

| | |
|--------|--|
| | <p>話番号の変更)に伴い、電話番号が変更となる時は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(ア) 電話番号の変更日を含む料金月については、電話番号の変更日までの通話に関する料金に限りこの月極割引を適用します。</p> <p>(イ) 契約者が、電話番号の変更後、継続して適用を受ける場合は、当社は、新たな申出として取り扱います。</p> <p>カ 契約者は、この月極割引が適用される料金月において、利用の一時中断、利用停止、電話番号の変更、契約の解除があったときその他電話サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額料の支払いを要します。</p> <p>ただし、契約者の責めによらない理由により、電話サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻以降の料金月に属するすべての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月（1料金月の倍数である部分に限ります。）について、料金月ごとに料金月数を計算し、その料金月数に対応する定額料については、その支払いを要しません。</p> <p>キ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>（注）定額料については、日割は行いません。</p> |
| (4) 備考 | <p>時間・距離等の通話条件によっては、この月極割引を適用しない場合と比較して、料金額が低くならない場合があります。</p> |

第3 電話番号変更料金

| | |
|----------|-----------------|
| 区 分 | 電話番号変更料金の額 |
| 電話番号変更料金 | 500 円（税込 550 円） |

第4 番号維持管理料金

1 適用

| | |
|-------------|---|
| 区 分 | 内 容 |
| 番号維持管理料金の適用 | 1の者からの申出又は請求により、第15条（契約者回線の利用の一時中断）の規定により、利用者番号を当該契約者のためにその使用を留保する期間において番号維持管理料金を適用します。 |

2 番号維持管理料金の額

| | |
|----------|------------------------|
| 区 分 | 番号維持管理料金の額 |
| 番号維持管理料金 | 月額 1,000 円（税込 1,100 円） |

第5 電話番号案内料金

| | |
|----------|----------------------------|
| 区 分 | 電話番号案内料金の額 |
| 電話番号案内料金 | 1 電話番号ごとに 200 円 (税込 220 円) |

第6 プライマリ電話サービスの工事に関する費用

1 本サービス又は付加機能の利用開始に関する工事の場合

| 区 分 | 単 位 | 料金額 |
|---------------------|-------------|-------------|
| 本サービスの利用開始に関する工事※注1 | 1 の契約者回線ごとに | 別に算定する実費相当額 |
| 付加機能の利用開始に関する工事 | 1 の契約者回線ごとに | 別に算定する実費相当額 |

2 本サービスの解除又は付加機能の廃止に関する工事の場合

| 区 分 | 単 位 | 料金額 |
|---------------|-------------|-------------|
| 契約の解除に関する工事 | 1 の契約者回線ごとに | 別に算定する実費相当額 |
| 付加機能の廃止に関する工事 | 1 の契約者回線ごとに | 別に算定する実費相当額 |

3 契約者回線の移転、その他の請求に基づく工事の場合

| 区 分 | 単 位 | 料金額 |
|-------|-------------|-------------|
| その他工事 | 1 の契約者回線ごとに | 別に算定する実費相当額 |

注1 契約者または加入申込者が移転の際の申告により、別記に定める特定事業者および協力事業者からの紹介にて当社が提供するサービスに契約する場合、または当社が提供するサービスの契約を解除する場合であって、解除と同時に特定事業者および協力事業者が提供するサービスの申込を行なう場合には、当社が定める料金表の本サービスの利用開始または契約の解除に関する工事費を無料にします。

第7 付加機能使用料

1 付加機能の種類等

| 品 目 | 単 位 | 料金額 |
|-----------|--------------|------------------------|
| キャッチコール機能 | 1 の契約者回線ごとに | 月額 200 円 (税込 220 円) |
| 備考 | 契約者回線に提供します。 | |

プライマリ電話サービス

| | | | |
|------------|--|---|------------------------|
| 番号ディスプレイ機能 | この機能を利用する契約者回線へ通知される発信電話番号等を受信することができる機能 | 1 の契約者回線ごとに | 月額 200 円 (税込 220 円) |
| | 備考 | (1) 契約者回線に提供します。 (2) 当社は、この機能を利用する契約者回線へ通知される発信電話番号等を受信することに伴い発生する損害については、責任を負いません。 | |
| リレーフォン機能 | その契約者回線に着信する通話を、自動的に、又はその着信に応答後電話機のフックボタン等の操作により、あらかじめ指定された他の契約者回線等(当社が別に定めるもの)に限り、以下この欄において同じとします。)に転送することができる機能 | 1 の契約者回線ごとに | 月額 200 円 (税込 220 円) |
| | 備考 | (1) この機能に係わる通話については、発信者回線からこの機能を利用している契約者回線への通話とこの機能を利用している契約者回線から転送先の回線等への通話の 2 つの通話として取り扱います。 (2) この機能を利用する場合において、転送が 2 回以上にわたる等通常と異なる利用態様となる場合は、通話品質を保証できないことがあります。 (3) この機能に係わる転送先の契約者から、その転送される通話について間違い電話のため、その転送が行われたいようにして欲しい旨の申し出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止して頂くことがあります。 (4) この機能を利用する場合、転送元の電話番号が転送先に通知される場合があります。 (5) 当社は、利用の一時中断の契約者回線については、この機能を提供しません。 (6) この機能の提供を受けている契約者回線は、ツーナンバーライン機能およびグループトーン機能の提供を受けることはできません。 (7) トリオコール機能の提供を受けている契約者回線は、応答後に他の契約者回線等に転送することはできません。 | |
| 迷惑番号ブロック機能 | 迷惑電話を防止したい旨の申し出があった契約者のために、プライマリ電話サービス取扱局内に設置される交換設備を利用して、その契約者回線(プライマリ電話の契約者回線に限り、)の契約者が指定した電話番号等を登録し、その登録された番号からの以後の着信に対しておことわりする旨の案内を自動的に行う機能 | 1 契約者回線ごとに | 月額 200 円 (税込 220 円) |

プライマリ電話サービス

| | | | | |
|-----------|----|--|------------|---------------------|
| | 備考 | <p>(1) 契約者回線に提供します。</p> <p>(2) 登録可能番号数は 50 以内とします。また、登録可能番号数を超過して登録しようとするときは、登録されている番号のうち最初に登録されたものから順に消去して登録します。</p> <p>(3) 当社は、現に登録中の番号に係る契約者回線等からの着信に対しておことわりする旨を案内する通話について、着信した時刻から一定時間経過後、その通話を打ち切ります。</p> <p>(4) 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上、その他やむを得ないときは、現に登録中の番号を消去することがあります。</p> <p>(5) 当社は、現に登録中の番号に係る契約者回線等からの着信に対しておことわりする旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>(6) この機能の提供を受けている契約者回線は、代表機能の提供を受けることはできません。</p> | | |
| トリオコール機能 | | 通話中に、電話機フックボタン等の操作を行うことにより、通話中以外の回線に接続して同時に 3 者間で通話ができるようにする機能 | 1 契約者回線ごとに | 月額 200 円 (税込 220 円) |
| | 備考 | 契約者回線に提供します。 | | |
| 番号ゲットミー機能 | | この機能を利用する契約者回線へ発信した契約者回線等から通知される発信電話番号等を電話サービス取扱局内の交換設備において登録し、その契約者回線からダイヤル操作により、音声で確認することができる機能 | 1 契約者回線ごとに | 月額 200 円 (税込 220 円) |
| | 備考 | <p>(1) 契約者回線に提供します。</p> <p>(2) 取扱局内の交換設備において登録できる発信電話番号等の数は、1 の契約者回線につき 5 以内とし、5 を超える場合は、登録されている番号のうち最初に登録されたものから順に消去して登録します。</p> <p>(3) 契約者は、当社が別に定める方法により、取扱局内の交換設備に登録されている発信電話番号等の契約者回線等へ自動的に発信することができます。</p> <p>(4) 当社は、現に登録中の番号を音声で確認すること及び登録されている発信電話番号等へ発信することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>(5) 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときは、現に登録中の発信電話番号等を消去することがあります。</p> | | |
| クイックダイヤル | | その契約者回線に接続する端末設備から、契約者回線等の電話番号等を記号を含め 3 桁に短縮した数字 (以下この表において「短縮数字」といいます。) によるダイヤル発信をすることができる機能 | 1 契約者回線ごとに | 無料 |

プライマリ電話サービス

| | | | | |
|-----------------|----|---|-------------|---------------------|
| | 備考 | <p>(1) 契約者回線に提供します。</p> <p>(2) その契約者回線に接続される端末設備が押しボタンダイヤル機能を有するものに提供します。</p> <p>(3) 短縮数字の組合せ数は、1の契約者回線につき50までとします。</p> | | |
| ツリーナンバーライン機能 | | 契約者には公表される電話番号の他に、その契約者回線に当社が副電話番号(その電話契約者回線の契約者が必要な着信通話を受けたい特定のものに対して通知する番号をいいます。)を付与し、その契約者の選択により、本来付与されている電話番号への着信は不在案内により応答する機能 | 1 契約者回線ごとに | 月額 200 円 (税込 220 円) |
| | 備考 | <p>(1) 当社は、1の電話番号につき1の副電話番号を付与します。</p> <p>(2) 副電話番号に関するその他の取り扱いは、電話の電話番号に準ずるものとします。</p> <p>(3) 当社は、この機能において不在案内により応答することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>(4) この機能の提供を受けている契約者回線は、リレーフォン機能、リレーフォンセレクト機能および代表機能の提供を受けることはできません。</p> | | |
| 番号お知らせセリクエスト機能 | | その契約者回線に、発信電話番号などが通知されない通話が着信した場合に、発信電話番号などを通知してのかけ直しを依頼する旨の案内を自動的に行う機能 | 1 の契約者回線ごとに | 月額 200 円 (税込 220 円) |
| | 備考 | <p>(1) 契約者回線に提供します。</p> <p>(2) 番号ディスプレイ機能を利用している契約者回線に限り提供します。</p> <p>(3) 当社は、発信電話番号などを通知してのかけ直しを依頼する旨を案内する通話について、着信した時刻から一定時間経過後、その通話を打ち切ります。</p> <p>(4) 当社は発信電話番号などを通知してのかけ直しを依頼する旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>(5) この機能の提供を受けている契約者回線は、代表機能の提供を受けることはできません。</p> | | |
| キャッチコールディスプレイ機能 | | その契約者回線へ通知される発信電話番号などを通話中に受信することができる機能 | 1 の契約者回線ごとに | 月額 200 円 (税込 220 円) |
| | 備考 | <p>(1) 契約者回線に提供します。</p> <p>(2) 番号ディスプレイ機能およびキャッチコール機能を利用している契約者回線に限り提供します。</p> | | |

プライマリ電話サービス

| | | | | |
|------------|--|--|-----------------|--------------------------------|
| 着信短縮ダイヤル機能 | あらかじめ指定された契約者回線（当社が提供する契約者回線、当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスの契約者回線および専用回線等接続サービスに係る接続点を含みます。以下「指定契約者回線等」といいます。）に着信する通信を、着信短縮ダイヤル番号（本機能の契約者からの請求により当社が付与する、電話番号以外の番号）により行うことができるようにする機能をいいます。 | タイプ A（1 の着信短縮ダイヤル番号について、1 の指定契約者回線等が指定されたもの） | 1 着信短縮ダイヤル番号ごとに | 月額 50,000 円 （税込 55,000 円） |
| | | タイプ B（1 の着信短縮ダイヤル番号について、複数の指定契約者回線等が指定されたもの） | 1 着信短縮ダイヤル番号ごとに | 月額 100,000 円 （税込 110,000 円） |
| 備考 | <p>(1) 着信短縮ダイヤルによる通信は、当社の契約者回線から行うものに限りします。</p> <p>(2) 指定できる指定契約者番号は、当社が別に定めるものに限りします。</p> <p>(3) 着信短縮ダイヤル番号は、記号を含め 5 桁の数字からなるものとします。</p> <p>(4) 本機能に係る料金は、当社が請求するものとし、本機能を利用する契約者が支払うものとします。この場合の料金に関するその他の取り扱いについては、当社が別に定めるところによりします。</p> <p>(5) 当社の契約者回線からの通話料金は、着信短縮ダイヤル番号を使用せず指定契約者回線等へ通話した場合に準じて算定します。</p> <p>(6) 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによりします。</p> <p>(7) 当社は、協定事業者の電気通信サービス（当社が別に定めるものに限りします。）の利用契約を締結している者から本機能の利用の申込みがあったときにも、本機能を提供します。</p> <p>この場合における提供条件については、この料金表に定めるところによるほか、利用の申込みの承諾、その他の提供条件については、本機能の利用の申込者を、本機能の利用を請求する本サービス契約者とみなしてこの約款を適用します。</p> <p>(8) 当社は、特定事業者に着信短縮ダイヤル機能の利用の請求をし、その承諾を受けた者が、その通信の発信を許容する区域として当社の業務区域を指定したときは、当社とも本機能に係る契約を締結したものとみなします。</p> <p>(9) 前項に定める場合の付加機能使用料については、承諾を行った特定事業者が請求するものとし、料金に関するその他取り扱いについては、承諾を行った特定事業者の契約約款などに定めるところによりします。</p> <p>(10) 着信短縮ダイヤル番号は、ユニバーサルサービス料の対象としません。</p> | | | |
| リレーフォ | その契約者回線に着信する通話のうち、契約者が指定した電話番号等（当社が別に定めるものに限りします。）から着信する通話のみを転送または着信する機能 | | 1 の契約者回線ごとに | 月額 200 円（税込 220 円） |

プライマリ電話サービス

| | | | |
|-----------|----|--|-----------------------------------|
| | 備考 | (1) 契約者回線に提供します。 (2) リレーフォン機能を利用している契約者回線に限り提供します。 (3) この機能において指定する電話番号等は、あらかじめ登録していただきます。この場合、登録できる電話番号等の数は、1の契約者回線につき10以内とします。 (4) この機能の提供を受けている契約者回線は、ツーンバーライン機能およびグループトーン機能の提供を受けることはできません。 | |
| グループトーン機能 | | その契約者回線の契約者が指定した電話番号等(当社が別に定めるものに限ります。)から着信したことを識別するための信号を送出する機能 | 1の契約者回線ごとに 月額 200 円 (税込 220 円) |
| | 備考 | (1) 契約者回線に提供します。 (2) この機能において指定する電話番号等は、あらかじめ登録していただきます。この場合、登録できる電話番号等の数は、1の契約者回線につき10以内とします。 (3) この機能の提供を受けている契約者回線は、リレーフォン機能およびリレーフォンセレクト機能の提供を受けることはできません。 | |
| 代表機能 | | 2以上の契約者回線について、1の追加電話番号を付与し、それらの電話番号を代表する代表電話番号を定め、その代表電話番号に着信があった場合に、通信が可能ないずれか1の契約者回線に接続することができるようにする機能 | — 無料 |
| | 備考 | (1) 事務用の契約者回線に限り提供します。 (2) この機能の提供を受けている契約者回線は、迷惑番号ブロック機能、ツーンバーライン機能および番号お知らせリクエスト機能の提供を受けることはできません。 | |

2 付加機能使用料の減額

キャッチコール機能、番号ディスプレイ機能、リレーフォン機能、迷惑番号ブロック機能、トリオコール機能、番号ゲットミー機能、ツーンバーライン機能、番号お知らせリクエスト機能、キャッチコールディスプレイ機能、リレーフォンセレクト機能、グループトーン機能のうち、契約者回線ごとに2以上の付加機能を利用している場合には、2サービス目以降の付加機能の料金額を半額とします。なお、オプションパックとしての利用は適用外とします。

3 付加機能群による提供

| 区 分 | 単 位 | 料 金 額 |
|----------|------------|------------------------|
| オプションパック | 1 契約者回線ごとに | 月額 400 円 (税込 440 円) |

プライマリ電話サービス

| | | | | |
|----------|----|--|------------|------------------------|
| | 備考 | <p>(1) 契約者回線に提供します。</p> <p>(2) 契約者が申し出を行い、当社が承諾した場合に提供します。</p> <p>(3) オプションパックで取り扱う機能の内容は、1 付加機能の種類等で規定する各機能の提供条件に従います。</p> <p>(4) 当社は、オプションパックで取り扱う機能を変更することがあります。この場合は、変更後の機能で提供します。</p> <p>(5) オプションパックで取り扱う機能は、個別の機能ごとに廃止はできません。</p> <p>(6) 契約者の使用機器、利用環境、利用方法によっては、一部の機能の停止、及び機能の制約を受ける場合があります。</p> | | |
| オプションパック | | 付加機能のうち、キャッチコール機能、番号ディスプレイ機能、リレーフォン機能、迷惑番号ブロック機能、番号ゲットミー機能、番号お知らせリクエスト機能、キャッチコールディスプレイ機能、リレーフォンセレクト機能をパックとしてまとめて提供するもの | 1 契約者回線ごとに | 月額 400 円 (税込 440 円) |
| | 備考 | <p>(1) 契約者回線に提供します。</p> <p>(2) 契約者が申し出を行い、当社が承諾した場合に提供します。</p> <p>(3) オプションパックで取り扱う機能の内容は、1 付加機能の種類等で規定する各機能の提供条件に従います。</p> <p>(4) 当社は、オプションパックで取り扱う機能を変更することがあります。この場合は、変更後の機能で提供します。</p> <p>(5) オプションパックで取り扱う機能は、個別の機能ごとに廃止はできません。</p> <p>(6) 契約者の使用機器、利用環境、利用方法によっては、一部の機能の停止、及び機能の制約を受ける場合があります。</p> | | |

第 8 電話帳への掲載取り扱い手数料

| 区 分 | 掲載取り扱い手数料の額 |
|----------|--------------------------------|
| 50 音別電話帳 | 無料 |
| 職業別電話帳 | 発行のつど 1 掲載ごとに 500 円 (税込 550 円) |

ただし、職業別電話帳への掲載取り扱いは、その契約者回線の利用種別が事務用の場合に限りです。

第 9 料金明細内訳書の発行手数料

| 区 分 | 単 位 | 発行手数料の額 |
|---------|---------------|------------------|
| 料金明細内訳書 | 1 番号毎 1 発行あたり | 150 円 (税込 165 円) |

また、料金明細内訳書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料等、実費が必要になる場合があります。

第 10 地位の承継処理に伴う手数料

| 区 分 | 単 位 | 料金額 |
|------------|----------|-------------|
| 地位の承継処理手数料 | 1 の手續ごとに | 別に算定する実費相当額 |

第 11 番号ポータビリティに関する手数料

| 区 分 | 手数料の額 |
|---------|--------------------------------|
| 設定変更手数料 | 1 電話番号ごとに 2,200 円 (税込 2,420 円) |

第 12 延滞処理に伴う手数料

| 区 分 | 手数料の額 |
|-------|------------------|
| 延滞手数料 | 600 円 (税込 660 円) |

第 13 機器損害金

1 適用

機器損害金の適用については、第 17 条（当社が行うプライマリ電話契約の解除）第 3 項に定めるところによります。また、機器等の紛失および修理不能による場合にも適用します。

2 損害金の額

| 区 分 | 単 位 | 料金額（非課税） |
|----------------|--------|----------|
| 当社が宅内に設置した当社機器 | 1 台ごとに | 3,000 円 |

第 14 ユニバーサルサービスに関する料金

1 適用

| | | |
|----------------|--|--------|
| ユニバーサルサービス料の適用 | ユニバーサルサービス料は、次表の左欄に規定する電話サービス又は付加機能について、それぞれ同表の右欄に規定する電話番号 1 番号ごとに適用します。 | |
| | 区分 | 電話番号 |
| | 電話サービス（緊急通報用電話を除きます。） | 電話番号 |
| | ツーンナンバーライン機能 | 副電話番号 |
| | 代表機能 | 追加電話番号 |

2 料金額

1 電話番号ごとに月額

| 区 分 | 料金額 |
|-------------|-----------------|
| ユニバーサルサービス料 | 3 円 (税込 3.30 円) |

プライマリ電話サービス

第 15 手続きに関する料金

| 区 分 | 単 位 | 料金額 |
|---------|---------|----------------------|
| 契約事務手数料 | 1 手続きごと | 3,000 円 (税込 3,300 円) |

第 16 端末機器修理費

| 区 分 | 単 位 | 料金額 |
|---------|--------|-----|
| 端末機器修理費 | 1 台ごとに | 実費 |